

鳥取県告示第239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市法勝寺町110	支援センターる・しえる	米子市法勝寺町110	生活介護、就労継続支援	平成21年4月1日
社会福祉法人白老会	米子市中島一丁目10-55	つゆくさ	米子市大篠津町3366-1	就労継続支援	〃
NPO法人おりもんや	米子市加茂町一丁目17	おりもんや	米子市中町62	〃	〃
特定非営利活動法人淀江作業所	米子市淀江町淀江796	淀江作業所	米子市淀江町淀江796	〃	〃
特定非営利活動法人お菓子屋くればす	境港市清水町631-3	お菓子屋くればす	境港市清水町631-3	〃	〃
特定非営利活動法人ノーム	西伯郡南部町鶴田425-13	ノームの糸車	西伯郡南部町鶴田425-13	〃	〃